

「(仮称) 御前崎リサイクルエネルギープラザ整備事業
環境影響評価方法書」に関する意見について

平成 30 年 8 月

静岡県

はじめに

本事業は、御前崎市池新田地区内の財産区有地に、大栄環境株式会社（本社：大阪府和泉市）が、廃棄物処理施設を建設するものである。

本施設の最大稼働時の、処理能力は 566 t / 日（280 t / 日 × 2 基、6 t / 日 × 1 基）であり、焼却施設からの蒸気を利用した、出力 1.2 万 kW の発電設備を併せ持つ。本施設の稼働により、約 17.5 万 Nm^3/h ¹ の排出ガスが生じることになる。

事業予定地周辺は、白砂青松の自然と景観が続く特色のある海岸で、御前崎遠州灘県立自然公園² に指定されている。自然公園内は、海岸からの風、飛砂を防止する目的で整備された海岸防災林³、砂浜や浜岡砂丘からなる景観が形成されており、隣接する白砂公園等に観光客が訪れ、また、地元の催事で利用されるなど、広く人々に親しまれる憩いの場となっている。

なお、遠州灘沿岸全域がアカウミガメの主要な産卵地であることから、日本の重要湿地 500 のうちの 1 つとして選定され、事業予定地周辺の浜岡海岸では、御前崎市や NPO などにより、上陸・産卵数の観察や人工孵化及び稚ガメの放流等の活動が活発に行われている。

一方、事業予定地周辺の土地利用状況は、事業予定地から国道 150 号までの範囲は畑となっており、約 1 km 離れた地点は、御前崎市の中心市街地であり、御前崎市役所、教育施設、社会福祉施設等が立地し、生活の基盤となっている。

そこで、事業の実施に当たっては、こうした地域特性や地域住民等の意見を踏まえた上で、大気質、動物・植物・生態系、景観等に及ぼす影響について回避・低減を図ることが重要である。

このため、事業者は本意見書を踏まえ、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成されたい。

併せて、事業の実施に当たっては、地域住民等からの意見に十分配慮し、丁寧な説明と積極的な情報公開を行っていくよう付言する。

1 「 Nm^3/h 」とは、標準状態（0℃、1気圧）に換算した1時間当たりの気体の体積の単位のこと。

2 「御前崎遠州灘県立自然公園」とは、昭和43年に、知事が県自然公園条例に基づき、遠州灘海岸の優れた海岸自然景観の保護や、適正な利用を図るために指定した区域のこと。

3 「海岸防災林」とは、潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有している森林のこと。

I 全般的事項

1 環境影響評価の適切な実施

環境影響評価の実施に当たっては、関係機関からの意見はもとより、住民からの意見に最大限配慮し、専門家からの指導や助言を求めた上で、科学的かつ最新の知見及び最新の評価手法を採用すること。

2 住民への十分な説明、地域住民との合意形成、準備書の内容の周知

事業計画、準備書に記載される環境影響評価の結果及び事後調査計画について、地域住民や関係者に対して、分かりやすく、かつ、丁寧に説明し、内容の周知、地域住民との合意形成に努めること。

また、準備書の縦覧場所並びに説明会の開催場所、回数及び日時について配慮すること。

3 新たな事実への対応

環境影響評価の実施中に環境への影響を及ぼす新たな事実が判明するなど追加調査の必要が生じた場合は、専門家の指導や助言を求めた上で、環境影響評価項目と調査手法について検討し、調査、予測及び評価を行うこと。

II 個別事項

1 大気質

(1) 調査期間の選定

四季の調査において風速及び気温の鉛直分布を測定し、その知見を大気汚染予測に活かすこと。

また、夏季の調査期間については、光化学オキシダント⁴の濃度が高くなる期間を選定すること。

(2) 調査方法の採用

施設の稼働時における大気質は、施設自体の影響を受ける可能性があるため、ダウンウォッシュ⁵やダウンドラフト⁶を考慮し予測を行うこと。

4 「光化学オキシダント」とは、大気汚染物質が太陽の強い紫外線を受け、強力な酸化作用を持ち健康被害を引き起こす大気汚染物質のこと。

5 「ダウンウォッシュ」とは、煙突頂部で生じる煙の巻き込み現象のこと。

6 「ダウンドラフト」とは、建屋の背後に生じる逆流域による煙の巻き込み現象のこと。

(3) 調査地点の設定

施設の稼働時における大気質への影響について、事業予定地周辺だけではなく、掛川市内での影響についても、調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、水質及び土壌（ダイオキシン類⁷）

(1) 海域への影響

施設の稼働により大気中に排出されるダイオキシン類が海域に到達すると予測された場合、海域における水質への影響について調査、予測及び評価を行うことを検討すること。

(2) 事後調査につながる調査の実施

大気、土壌及び海域における水質のダイオキシン類濃度について、事業が現況に及ぼす影響を評価するため、事業予定地周辺において関係機関が実施した観測結果を整理し、準備書に記載すること。

(3) 長期的な評価

施設が 24 時間、数十年間に渡って稼働するため、大気中に排出されるダイオキシン類が土壌に蓄積することによる農業に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 調査地点の追加

事業予定地周辺の、農業振興地域⁸に指定されている地域の土壌環境への影響を確認するため、調査地点を追加し、予測及び評価を行うこと。
また、調査地点の選定は、関係機関と協議して決定すること。

3 騒音・振動

調査地点の追加

工事用車両及び施設関係車両の走行時に発生する騒音及び振動により、事業予定地周辺の農業従事者や、浜岡砂丘及び白砂公園に訪れる観

7 「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称のことで、塩素を含む物質の不完全燃焼等で発生し、発がん性等の毒性を示す有機塩素化合物のことである。

8 「農業振興地域」とは、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進するために指定する地域のこと。

光客への影響が懸念されるため、調査地点を追加し、予測及び評価を行うこと。

また、事業予定地周辺だけでなく、施設関係車両の走行が想定される掛川市内での影響についても、調査、予測及び評価を行うこと。

4 地下水

環境影響評価項目の追加

地下水を利用する計画となった場合は、地下水が汲み上げられ海水が流入することによる地下水の塩水化や、周辺の地下水の利用への影響についての調査、予測及び評価を行うこと。

5 動物・植物・生態系

(1) アカウミガメ⁹への影響の検討

工事の実施時及び施設の稼働時に発生する騒音、振動及び照明によるアカウミガメの上陸、産卵等への影響について、専門家の指導や助言を求めた上で、調査方法等について検討し、調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 希少猛禽類の調査地点等の見直し

調査により確認された種に応じて、調査地点や調査期間について、専門家の指導や助言を求めた上で見直すこと。

(3) 昆虫類の調査時期の検討

昆虫類の調査時期について、昆虫類の活動が活発になる時期を捉えるよう、専門家の指導や助言を求めた上で検討すること。

(4) 海岸防災林への影響の検討

大気質の環境影響評価結果を踏まえ、必要に応じて、海岸防災林の生育への影響について検討し、調査、予測及び評価を行うこと。

9

「アカウミガメ」とは、ウミガメ科のカメ。メス成体の直甲長は76～85cm程度。主に夜間に砂浜に上陸し、深い穴を掘って、一度に80～140個程度を産卵する。約2か月で孵化した幼体は海に戻って、漂流生活する。(静岡県レッドデータブック・絶滅危惧ⅠA類、静岡県希少野生動植物保護条例・指定希少野生動植物)

6 景観

(1) 周辺環境との調和

事業予定地全体の景観と隣接する御前崎遠州灘県立自然公園の景観との調和を図るよう留意すること。

また、煙突、建屋及び外構等の配置、形状、高さ、配色、素材について、検討した結果を準備書に示すこと。

(2) 調査地点の追加

景観の調査地点として、茶園と遠州灘を一望できる、御前崎市の主要観光施設である「あらさわふる里公園展望台」を追加すること。

7 地域交通

工事関係者及び施設への搬入出業者に対して、安全運転教育や廃棄物の飛散防止対策などの指導を徹底すること。

8 その他

協定の締結

事業者は、御前崎市環境基本条例の趣旨に基づき、公害による住民の健康及び生活環境に係る被害を未然に防止することを目的として、御前崎市長と環境保全協定を締結すること。